

上里町と上里サービスエリアとの連携と協働に関する協定書

上里町（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社 関東支社 高崎管理事務所（以下「乙」という。）、株式会社ネクスコ東日本エリアトラクト（以下「丙」という。）は、それぞれが有する資源を有効に活用することにより、住民サービスの向上と地域社会の活性化に資するとともに、関越自動車道上里サービスエリア（ＳＡ）における質の高いサービスの提供等を通じて、利用者の利便性の向上及び利用拡大を図るため、以下のとおり観光・物産分野における連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条 本協定は、甲、乙及び丙の緊密な相互連携と協働に関する基本的な事項について定める。

（連携と協働の推進）

第２条 甲、乙及び丙は、次の事項について連携と協働を推進する。

- （１）観光振興及び地域情報の発信に関すること
 - （２）町産の農林水産物、加工品等の活用及び販売に関すること
 - （３）地産地消の推進に関すること
 - （４）上里ＳＡの環境整備及び利用促進に関すること
 - （５）その他、地域社会の活性化及び住民サービスの向上に関すること
- ２ 前項の連携と協働を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は定期的に協議を行う。
- ３ 第１項の連携と協働を推進するにあたり、丙は、上里ＳＡの出店者等同ＳＡの運営に関わる事業者との連携が図られるよう努める。

（有効期間）

第３条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、この有効期間にかかわらず、協定の有効期間が満了する日の３０日前までに甲、乙又は丙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に３年間有効とし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第４条 甲、乙及び丙は、連携事項の検討及び実施により知り得た相互の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を、提供を受けた相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

２ 甲、乙及び丙は、本協定が前条に定める有効期間の満了その他の事由により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（確認事項）

第５条 甲、乙及び丙は、この協定の締結が、甲が乙及び丙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙又は丙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の見直し）

第６条 甲、乙又は丙のいずれかから協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第７条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和７年５月２２日

甲 埼玉県児玉郡上里町大字七本木５５１８番地
上里町

上里町長

山下博一

乙 群馬県高崎市島野町８３１番地
東日本高速道路株式会社 関東支社 高崎管理事務所

所長

都丸 武樹

丙 東京都港区東新橋２丁目３番１７号
株式会社ネクスコ東日本エリアトラクト

代表取締役社長

吉見秀夫